岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第16号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例(平成12年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第7(第2条関係)				別表第7(第2条関係)		
県土整備事務関係手数料				県土整備事務関係手数料		
事務	名 称	金額		事務	名 称	金額
[略]				[略]		
49 建築物のエネルギー	[略]	認定申請1件につき、(1)に定め		49 建築物のエネルギー	[略]	認定申請1件につき、(1)に定め
消費性能の向上に関す		る額(法第30条第2項の規定に基		消費性能の向上に関す		る額(法第30条第2項の規定に基
る法律(以下この項に		づき建築基準関係規定に適合する		る法律(以下この項に		づき建築基準関係規定に適合する
おいて「法」という。		かどうかの審査を受けるよう申し		おいて「法」という。		かどうかの審査を受けるよう申し
)第29条第1項の規定		出る場合にあっては、(2)に定め		)第29条第1項の規定		出る場合にあっては、(2)に定め
に基づく建築物エネル		る額を加算した額)		に基づく建築物エネル		る額を加算した額)
ギー消費性能向上計画		(1) 次に掲げる建築物等の区分		ギー消費性能向上計画		(1) 建築物1棟ごとに、次に掲
の認定の申請に対する		に応じ、それぞれ次に定める額		の認定の申請に対する		げる建築物等の区分に応じ、そ
審査				審査		れぞれ次に定める額 <u>を合算した</u>
						<u>額</u>
		ア〜オ [略]				ア〜オ [略]
		(2) [略]				(2) [略]
50 建築物のエネルギー	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に		50 建築物のエネルギー	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に
消費性能の向上に関す		定める額(法第31条第2項におい		消費性能の向上に関す		定める額(法第31条第2項におい
る法律(以下この項に		て準用する法第30条第2項の規定		る法律(以下この項に		て準用する法第30条第2項の規定
おいて「法」という。		に基づき建築基準関係規定に適合		おいて「法」という。		に基づき建築基準関係規定に適合

)第31条第1項の規定	するかどうかの審査を受けるよう	) 第31条第1項の規定	するかどうかの審査を受けるよう
に基づく建築物エネル	申し出る場合にあっては、(2)に	に基づく建築物エネル	申し出る場合にあっては、(2)に
ギー消費性能向上計画	定める額を加算した額)	ギー消費性能向上計画	定める額を加算した額)
の変更の認定の申請に	(1) 次に掲げる建築物等の区分	の変更の認定の申請に	(1) 建築物1棟ごとに、次に掲
対する審査	に応じ、それぞれ次に定める額	対する審査	げる建築物等の区分に応じ、そ
			れぞれ次に定める額 <u>を合算した</u>
			<u>額</u>
	ア〜オ [略]		ア〜オ [略]
	(2) [略]		(2) [略]
[略]		[略]	

# 2 別表第6 (第2条関係)

## 農林水産事務関係手数料

事務	名 称	金額
[略]		
34 [略]	[略]	
35 [略]	[略]	

## 別表第6 (第2条関係)

## 農林水産事務関係手数料

事務	名 称	金額			
[略]					
34 [略]	[略]				
34の2 卸売市場法(昭	地方卸売	15,000円			
和46年法律第35号)第	市場認定				
13条第2項の規定に基	申請手数				
づく地方卸売市場の認	<u>料</u>				
定の申請に対する審査					
35 [略]	[略]				
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規

定は令和元年12月21日から、表2の項の改正部分は令和2年6月21日から施行する。

2 この条例(表2の項の改正部分に限る。以下同じ。)の施行の目前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)附則第3条第3項の規定に基づきされた地方卸売市場の認定の申請に対する審査については、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第6の34の2の項の規定の例により手数料を徴収する。